

新設分割に係る事前開示書類

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2024 年 2 月 29 日

株式会社サニックス

2024年2月29日

新設分割に係る事前開示書類

福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号
株式会社サニックス
代表取締役社長 宗政 寛

株式会社サニックス（以下「当社」といいます。）は2024年2月14日開催の当社取締役会の承認を経て、2024年7月1日を効力発生日として、新設分割の方法によって設立する株式会社サニックスホームビルドサービス（以下「新設会社」といいます。）に当社のSE事業、HS事業、ES事業における建設業許可に係る事業（事業の実施に建設業の許可を要しない事業は含まない）に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

本新設分割に関する、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 分割計画書の内容（会社法第803条第1項第2号）

別紙のとおりです。

2. 会社法第763条第1項第6号から9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

（1）交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

新設会社は、本新設分割に際して200株を発行し、その全てを当社に割り当て交付します。新設会社が発行する株式数については、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

（2）資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

本新設分割後の新設会社の資本金及び準備金の額については、本新設分割により新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額、新設会社の財務基盤及び今後の事業活動等を考慮し、機動的かつ柔軟な資本政策を実現する観点から、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第763条第1項第12号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新設会社の債務（当社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

（1）当社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

（2）新設会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

さらに、新設会社に承継される予定の債務は、当社が重畳的債務引受を行います。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

8. 分割計画備置開始日後新設分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 205 条第 8 号）

分割計画備置開始日後に上記の事項に変動が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上

分割計画書の内容

次ページ以降をご参照ください。

分割計画書

株式会社サニックス（以下「当社」という）は、当社がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立する株式会社サニックスホームビルドサービス（以下「新会社」という）に承継させるために会社分割（以下「本件新設分割」という）を行うものとし、以下のとおり分割計画書（以下「本計画書」という）を定める。

第1条（分割の方法）

当社は、本件新設分割により、当社のSE事業、HS事業、ES事業における建設業許可に係る事業（事業の実施に建設業の許可を要しない事業は含まない。以下「本対象事業」という）に関する第6条（承継する権利義務）記載の権利義務を新会社に承継させる。

第2条（新会社の商号等）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他の新会社の定款で定める事項は、別紙1のとおりとする。
2. 新会社の設立時本店所在場所は、福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号とする。

第3条（分割の効力発生日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という）は令和6年7月1日とする。ただし、本件新設分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、効力発生日を変更することができる。

第4条（資本金等）

新会社の資本金の額、資本準備金の額、利益準備金の額、資本剰余金の額、利益剰余金の額は、それぞれ以下のとおりとし、分割交付金は0円とする。

- (1) 資本金の額：金10,000,000円
- (2) 資本準備金の額：金0円
- (3) 利益準備金の額：金0円
- (4) 資本剰余金の額：当社から承継する資産の額から承継する負債の額及び(1)から(3)までの額を控除した額とする。

第5条（株式）

新会社が本件新設分割に際して発行する株式は、普通株式200株とし、その全てを第6条（承継する権利義務）に定める権利義務の対価として、当社に割り当て交付する。

第6条（承継する権利義務）

1. 新会社は、第3条（分割の効力発生日）所定の効力発生日をもって、別紙2「承継権利

義務明細表」記載の資産、負債、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務等を承継する。なお、承継する資産及び負債は、令和5年12月31日現在の当社の試算表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第3条に定める効力発生日の前日までの増減を加味して確定した上で、効力発生日において新会社に引き継ぐものとする。

2. 当社から新会社に対する債務の承継は、重疊的債務引受（併存的債務引受）の方法による。
3. 新会社は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおり、本対象事業に主として従事する従業員（本対象事業に係る部署以外の部署に所属する従業員で、本対象事業のために専ら従事している者を含み、以下同じ）との間の雇用契約を承継する。

第7条（新会社の役員）

新会社の設立時の役員は、以下のとおりとする。

取締役：渡邊 義則、高木 哲夫

代表取締役：渡邊 義則

第8条（簡易分割）

当社は、会社法第805条の定めに従い、同法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件新設分割を行うものとする。

第9条（分割条件の変更、計画の中止）

本計画書の作成後効力発生日に至るまでの間において、天災地変、経済状況の激変その他の事由により、本対象事業および本対象事業に属する財産に重大な変動が生じた場合又は当社の財務状態もしくは経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件新設分割の実行に支障となる事態が生じた場合、当社は、本計画書の内容を変更し、又は本件新設分割を中止することができる。

第10条（新設分割の延期）

本件新設分割に関係官庁の承認が必要な場合においてその承認が効力発生日の前日までに得られないとき、又は別紙2「承継権利義務明細」の「5. 承継する許認可」の承継について監督官庁による承認が効力発生日の前日までに得られないときは、当社は、効力発生日を延期することができる。

第11条（競業避止義務の免除）

当社は、本件新設分割にかかわらず、新会社に対し、競業避止義務を一切負わないものとする。

第12条（公租公課等の負担）

新会社が本件新設分割により当社から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、効力発生日の前日までは当社が、効力発生日以後は新会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第13条（協議事項）

本計画書に定めるもののほか、本件新設分割に際し必要な事項は、本件新設分割の趣旨に従って、当社がこれを定める。

令和6年2月21日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号
株式会社サニックス
代表取締役 宗政 寛

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社サニックスホームビルドサービスと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 殺虫、殺鼠ならびに建築物衛生管理、整備に関する工事および機器の製造、販売
2. 建築物ならびに木材の防虫、防腐、防湿に関する管理および工事
3. 防湿材および防湿機器の製造、販売
4. 医薬品、医薬部外品、劇物、毒物、農薬の製造、販売
5. 各種ソーラー機器および空調機器の国内・海外における製造、販売、輸出入業務ならびに研究
6. 古物売買ならびに古物品の受託販売
7. 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業の請負・設計・施工・監理業務
8. 産業廃棄物の収集業、運搬業、中間処分業、再生業および最終処分業ならびに一般廃棄物の受託による収集業、運搬業、中間処分業、再生業および最終処分業
9. プラスチック原料、ゴム原料、繊維原料、鉄・非鉄原料および製紙原料の輸出入業務
10. プラスチック加工製品、ゴム製品、繊維製品、鉄・非鉄加工製品、紙製品の輸出入業務
11. 空気および水に関する環境調和機器の製造販売ならびに輸出入業務
12. 断熱材の製造・販売業務
13. 水処理装置全般の設計、施工および製作販売
14. 電気供給事業、ガス供給事業および熱供給事業法に基づく熱供給事業
15. 電気供給事業、ガス供給事業および熱供給事業法に基づく熱供給事業に関するプラント建設に伴う企画、コンサルタント業務
16. 電気事業

17. 電気機械器具・給湯装置等の販売、リース、装置、運転および保守
18. 電気、ガス、石油、石炭、温暖化ガス排出権等の売買
19. コンピューターによる情報処理および情報提供に関する事業
20. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買およびこれらのシステムの設計、開発、運用、保守
21. 自動車、機器のリースおよび仲介業
22. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理
23. 総合警備保障業務
24. 消火器具および消火装置の製造、販売
25. 清掃用具・用品の賃貸借ならびにリサイクル商品の販売
26. 飲食業
27. 前各号に関する調査、研究、技術指導ならびにこれらのコンサルタント業務および技術・ノウハウの仲介・販売業務
28. 農産物・畜産物の加工、販売ならびにこれらに供するための資材の製造、販売
29. 農産物・畜産物の加工、販売に関する業務受託および経営指導
30. 肥料・飼料の製造・販売
31. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役は、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主および登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。
③ 株主総会を招集するには、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日の3日前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長及び決議の方法)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

② 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

③ 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第16条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当該株主の親族又は当会社の議決権を行使することができる株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条 当社には取締役5名以内を置く。

(取締役の資格)

第20条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の同意をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第21条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 当社の取締役の選任の決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

③ 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

第23条 当社に取締役が2人以上いるときは、代表取締役1人を置き、それは株主総会の決議によって定めるものとする。

② 代表取締役を社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

③ 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当が支払提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当社の第1期の事業年度は、当社設立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の本店所在場所)

第28条 当社の設立時本店所在場所は、福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号とする。

(設立時役員)

第29条 当社の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時取締役	渡邊 義則
設立時取締役	高木 哲夫
設立時代表取締役	渡邊 義則

(定款に定めのない事項)

第30条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社サニックスがSE事業、HS事業、ES事業における建設業許可に係る事業(事業の実施に建設業の許可を要しない事業は含まない)に関して有する権利義務を承継させ新設分割により株式会社サニックスホームビルドサービスを設立するにつき、この定款を作成する。

令和6年2月21日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号
株式会社サニックス
代表取締役 宗 政 寛

別紙2：承継権利義務明細

1. 承継する資産、負債

以下に該当するもの。但し、承継することが適切でないと判断し、その事実を書面により明確にしたものを除く。

また、知的財産権については下記4.において定める。

- (1) 【承継する資産、負債の項目および金額】所定の一覧に記載の資産、負債。
- (2) 上記(1)に記載の資産、負債のほか、本対象事業にのみ属する一切の資産、負債。

【承継する資産、負債の項目および金額】

【単位：円】

資産の部勘定科目	譲渡価格	負債の部勘定科目	譲渡価格
現金預金	10,000,000	未払人件費	55,770
未成工事支出金	2,150,000	賞与引当金	348,540
		退職給付引当金	7,174,807
資産合計	12,150,000	負債合計	7,579,117

(注) 新会社が当社より承継する権利義務のうち資産および負債の評価は、令和5年12月31日現在の当社の試算表の計算を基礎とし、これに本件新設分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

2. 承継する契約（雇用契約を除く）

以下に該当するもの。但し、承継することが適切でないと判断し、その事実を書面により明確にしたものを除く。

- (1) 本対象事業に属する建設工事請負契約で、効力発生日以降に注文者に対して引渡しを行うもの。
- (2) 上記(1)に該当する建設工事について下請負人との間で締結した建設工事請負契約（引渡し時期を問わない）。

3. 承継する雇用契約

本対象事業に主として従事する従業員のうち、承継後の本対象事業の運営に必要不可欠な者（専任技術者、主任技術者等）として当社が選定した者であって本計画書作成日までに当該選定について承認した被選定者との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、承継することが適切でないと判断し、その事実を書面により明確にしたものを除く。

4. 承継する知的財産権

本対象事業にのみ属する著作権等の知的財産権。但し、効力発生日の前日において既に成立している産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいい、出願中のものを含む。）及びその権利義務を除く。

5. 承継する許認可

一般建設業（建築工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、塗装工事業、防水工事業）／許可番号：国土交通大臣許可（般－4）第19993号

以上